

物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画

物流の2024年問題に対し、事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題とし、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもと、更なる物流の適正化・生産性向上を実現することを目的として、「自主行動計画」を策定した。

1. 発荷主事業者・着荷主事業者に共通する取組事項（重点項目）

■物流業務の効率化・合理化

①荷待ち時間・荷役作業等にかかる時間の把握

荷主事業者は入出荷に係る荷待ち・荷役作業等にかかる時間を把握する。

②荷待ち・荷役作業等時間2時間以内ルール

・物流事業者に対し、長時間の荷待ちや、運送契約にない運転等以外の荷役作業等をさせてはならない。
・荷待ち荷役作業等にかかる時間が2時間以内となっている荷主は、目標1時間以内としつつ、更なる時間短縮に努める。

・物流事業者が貨物自動車運送事業法等の関係法令及び法令に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう必要な配慮をしなければならない。

③物流管理統括者を物流本部本部長とする。

・物流管理統括者は、物流の適正化・生産性向上に向けた取組の責任者として、販売部門、調達部門等の他部門との交渉・調整を行う。

④物流の改善提案と協力

・商取引契約において物流に過度な負担をかけているものがないか検討し、改善に努める。
・取引先や物流事業者から荷待ち時間や運転者等の手作業での荷積み・荷卸しの削減、附帯業務の合理化等について要請があった場合には、真摯に協議に応じるとともに自らも積極的に提案する。特に荷待ち時間の削減や附帯業務の合理化に向けた取組みを着荷主と協議し、改善に努める。

■運送契約の適正化

⑤ 運送契約の書面化

運送契約は書面化に努める。

⑥ 荷役作業等に係る対価

運転者が行う荷役作業等の料金を支払う者を明確化し、物流事業者に対し、当該荷役作業等に係る適正な料金を対価として支払う。

⑦運賃と料金の別建て契約

運送契約を締結する場合には、運送の対価である「運賃」と運送以外の役務等の対価である「料金」を別建てで契約することを原則とする。

⑧燃料サーチャージの導入・燃料費等の上昇分の価格への反映

物流事業者から燃料サーチャージの導入について相談があった場合及び燃料費等の上昇分や高速道路料金等の実費を運賃・料金に反映することを求められた場合には協議に応じる。

⑨下請取引の適正化

運送契約の相手方の物流事業者（元請事業者）に対し、下請に出す場合、⑤から⑧までについて留意するよう求める

■輸送・荷役作業等の安全の確保

⑩異常気象時等の運行の中止・中断等

台風、豪雨、豪雪等の異常気象が発生した際やその発生が見込まれる際には、無理な運送依頼を行わない。また、運転者等の安全を確保するため、運行の中止・中断等が必要と物流事業者が判断した場合はその判断を尊重する。

⑪輸送方法・輸送場所の変更による輸送距離の短縮

トラック輸送の輸送距離を短縮し、トラック運転者の拘束時間を削減するため、長距離輸送におけるモーダルシフト、幹線輸送部分と集荷配送部分の分離、集荷先・配送先の集約等を実施する

2. 発荷主事業者としての取組事項

■物流業務の効率化・合理化（重点項目）

①出荷に合わせた生産・荷造り等

工場や物流事業者と連携して、出荷時の積込作業を効率的に実施できるように、庫内業務の効率化に協力し荷役時間の短縮化に努める。

②運送を考慮した出荷予定時刻の設定

物流事業者と連携して、運転者が輸配送先まで適切に休憩を取りつつ運行することが可能なスケジュールを組めるよう努める。

③出荷情報等の事前提供

輸送手段や準備時間の確保を目的として、出荷情報等を早期に提供するように努める。
また、着荷主事業者や物流事業者と連携して納品リードタイムの十分な確保に努める。

3. 着荷主事業者としての取組事項

■物流業務の効率化・合理化（重点項目）

①納品リードタイムの確保

発荷主事業者や物流事業者の準備時間を確保し、輸送手段の選択肢を増やすために、発注から納品までの納品リードタイムを十分に確保する。

②発注の適正化

荷待ち時間を削減するとともに運行効率を向上させるため、日内波動（例、朝納品の集中）や曜日波動、月波動などの繁閑差の平準化や、適正量の在庫の保有、発注の大ロット化等を通じて発注を適正化する。

4. 発荷主事業者・着荷主事業者としての実施に向けて努力する項目

実施に向けて努力する事項に関しては、現状・計画に合わせた取組みを推進して、物流の適正化、生産性の向上に継続的に取組むこととする。